

住 民 税

個 人 の 市 民 税

個 人 の 県 民 税

法 人 の 市 民 税

個人 の 市 民 税

1. 税 率 均 等 割 3, 500円

所 得 割 標準税率 6 %

2. 個人市民税の内訳

単位 人員:人、金額:千円

年度	合計		均等割		所得割	
	人員	税額	人員	税額	人員	税額
	合 計					
平成25年度	27,210	2,016,966	27,210	77,078	17,903	1,939,887
26	27,040	2,040,940	27,040	89,204	17,638	1,951,736
27	26,723	2,016,191	26,723	88,093	17,470	1,928,097
28	26,651	2,061,451	26,651	87,678	17,422	1,973,773
29	26,265	1,997,318	26,265	91,928	17,137	1,905,390
	普 通 徴 収					
平成25年度	17,457	820,740	17,458	53,139	8,556	767,600
26	17,245	873,768	17,245	61,200	8,243	812,568
27	16,883	838,619	16,883	59,908	8,064	778,710
28	16,370	865,441	16,370	58,223	7,625	807,218
29	15,698	734,182	15,698	60,835	7,091	673,347
内年金特徴分	4,204	130,506	3,454	9,633	3,649	120,873
	特 別 徴 収					
平成25年度	9,753	1,196,226	9,752	23,939	9,347	1,172,287
26	9,795	1,167,172	9,795	28,004	9,395	1,139,168
27	9,840	1,177,572	9,840	28,185	9,406	1,149,387
28	10,281	1,196,010	10,281	29,455	9,797	1,166,555
29	10,567	1,263,136	10,567	31,093	10,046	1,232,043

平成29年度は、6月30日現在

3. 平成29年度所得割額調べ（平成29年6月30日現在）

(1) 所得段階別

単位 人員:人、金額:千円、構成比:%

課税所得段階	人員	総所得金額	課税 所得金額	算出 所得割額	差引 所得割額	構成比
合計	17,137	51,994,130	35,205,733	1,990,852	1,905,390	100.00
10万円以下	827	2,078,342	1,564,348	47,389	45,899	2.41
100万円 "	7,251	9,785,108	4,368,890	251,159	233,104	12.23
200万円 "	4,990	12,101,669	7,333,819	432,305	414,625	21.76
300万円 "	1,953	7,376,894	4,943,961	290,332	280,702	14.73
400万円 "	821	4,371,755	3,122,729	178,145	174,794	9.17
550万円 "	563	3,654,455	2,699,894	158,931	155,094	8.14
700万円 "	243	2,009,347	1,555,392	91,710	89,192	4.68
1,000万円 "	217	2,408,816	1,985,139	113,925	111,199	5.84
1,000万円超	272	8,207,744	7,631,561	426,956	400,781	21.04

(2) 所得区分別

単位 人員:人、金額:千円、構成比:%

所得区分	人員	総所得金額	課税 所得金額	算出 所得割額	差引 所得割額	構成比
合計	17,137	47,934,722	35,205,733	1,990,852	1,905,390	100.00
給与	11,959	35,047,887	22,812,128	1,368,247	1,318,476	69.20
営業等	940	3,260,622	2,220,404	133,187	128,058	6.72
農業	7	19,351	9,976	599	579	0.03
その他	3,995	7,693,505	4,462,539	267,587	247,150	12.97
分離譲渡	236	1,913,357	5,700,686	221,232	211,127	11.08

4. 個人住民税の所得控除額及び非課税の範囲

(1) 平成29年度所得控除額等一覧表

控除の種類	控除額等の内容	
雑 損	次のいずれかの多い金額 ①(損失の金額－保険等により補填された額)－(総所得金額等×1/10) ②(災害関連支出の額－保険等により補填された額)－5万円	
医 療 費	(支払った医療費－保険等により補填された額) －{(総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか低い額} 限度額 200万円	
小規模企業 共済等掛金	小規模企業共済法の規定による共済契約により支払った掛金及び地方公共団体が実施する心身障害者共済制度に支払った掛金……………支払った額	
社会保険料	支払った額	
一般生命保険料 介護医療保険料 個人年金保険料	I.平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)に係る控除 支払った保険料が ①12,000円以下の場合……………支払った保険料の金額 ②12,000円を超え32,000円以下の場合……………(支払った保険料の金額)×1/2+6,000円 ③32,000円を超え56,000円以下の場合……………(支払った保険料の金額)×1/4+14,000円 ④56,000円を超える場合……………28,000円 II.平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る控除 支払った保険料が ①15,000円以下の場合……………支払った保険料の金額 ②15,000円を超え40,000円以下の場合……………(支払った保険料の金額)×1/2+7,500円 ③40,000円を超え70,000円以下の場合……………(支払った保険料の金額)×1/4+17,500円 ④70,000円を超える場合……………35,000円 III.新契約と旧契約の双方についての保険料控除の適用を受ける場合の控除 イ 新契約と旧契約それぞれで計算した金額の合計額(限度額28,000円) ロ 新契約のみで計算した金額(限度額28,000円) ハ 旧契約のみで計算した金額(限度額35,000円)	
地震保険料	※地震保険契約等に係るものである場合 支払った保険料が ①50,000円以下の場合……………支払った保険料の1/2 ②50,001円以上の場合……………25,000円 ※旧長期損害保険契約等に係るものである場合 支払った保険料が ①5,000円以下の場合……………支払った保険料の金額 ②5,000円を超え15,000円以下の場合……………(支払った保険料の金額)×1/2+2,500円 ③15,000円を超える場合……………10,000円 ◆地震保険料、旧長期損害保険料合わせて最高25,000円	
扶養控除等	配偶者 330,000 円 配偶者特別 (配偶者の所得に応じて減額) 330,000 円 老人配偶者 380,000 円 障害者 260,000 円 特別障害者 300,000 円 同居特別障害者 530,000 円 基礎 330,000 円	一般扶養 330,000 円 老人扶養 380,000 円 同居老親等 450,000 円 特定扶養 450,000 円 寡婦(夫) 260,000 円 特定寡婦 300,000 円 勤労学生 260,000 円

※平成24年度より16歳未満の年少扶養親族に対する扶養控除が廃止

(2) 非課税の範囲

- ① 生活保護法の規定による生活扶助を受けている者
- ② 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下である者

個人 の 県 民 税

1. 税 率 均 等 割 1, 900円 (内400円は森林づくり県民税)

所 得 割 標 準 税 率 4 %

2. 個人県民税の内訳 単位 人員:人、金額:千円

年度	合 計		均 等 割		所 得 割	
	人 員	税 額	人 員	税 額	人 員	税 額
	合 計					
平成25年度	27,210	1,327,543	27,210	35,972	17,883	1,291,571
26	27,040	1,347,937	27,040	48,409	17,627	1,299,528
27	26,723	1,331,835	26,723	47,811	17,465	1,284,024
28	26,651	1,361,347	26,651	47,597	17,417	1,313,750
29	26,394	1,184,597	26,394	46,882	17,255	1,137,715
	普 通 徴 収					
平成25年度	17,457	536,099	17,458	24,798	8,536	511,301
26	17,245	574,396	17,245	33,205	8,232	541,191
27	16,883	551,123	16,883	32,509	8,059	518,614
28	16,370	568,505	16,370	31,605	7,620	536,900
29	15,827	347,306	15,827	30,000	7,209	317,306
内年金特徴分	4,204	85,762	3,454	5,229	3,649	80,533
	特 別 徴 収					
平成25年度	9,753	791,444	9,752	11,174	9,347	780,270
26	9,795	773,541	9,795	15,204	9,395	758,337
27	9,840	780,712	9,840	15,302	9,406	765,410
28	10,281	792,842	10,281	15,992	9,797	776,850
29	10,567	837,291	10,567	16,882	10,046	820,409

平成29年度は、6月30日現在

3. 県民税徴収取扱費

年度	合 計 (円)	納税通知書 発送件数 (人)
平成25年度	85,471,032	27,220
26	88,177,499	27,040
27	85,244,480	26,723
28	84,262,430	26,651
29	85,210,203	28,403

(平成29年度、予算数値)

※制度改正により、平成25年度より県民税納税者1人につき3,000円

法 人 の 市 民 税

1. 法人市民税の税率

(1) 均等割

法人等の区分		均等割額	
資本金	従業員数		
50億円超	50人超	9号(旧1号)	300万円
10億円超～50億円	50人超	8号(旧2号)	175万円
10億円超	50人以下	7号(旧3号)	41万円
1億円超～10億円	50人超	6号(旧4号)	40万円
1億円超～10億円	50人以下	5号(旧5号)	16万円
1千万円超～1億円	50人超	4号(旧6号)	15万円
1千万円超～1億円	50人以下	3号(旧7号)	13万円
1千万円以下	50人超	2号(旧8号)	12万円
上記に掲げる法人以外の法人		1号(旧9号)	5万円

(2) 法人税割 標準税率 9.7%

2. 法人市民税納税義務者数

単位 件

年 度	合 計	地 方 税 法 第 3 1 2 条 第 1 項								
		9号 (旧1号)	8号 (旧2号)	7号 (旧3号)	6号 (旧4号)	5号 (旧5号)	4号 (旧6号)	3号 (旧7号)	2号 (旧8号)	1号 (旧9号)
平成24年度	2,201	8	3	143	7	122	18	372	19	1,509
25	2,217	8	3	145	8	122	17	364	14	1,536
26	2,210	8	3	148	8	123	18	359	13	1,530
27	2,202	9	4	152	8	124	18	365	15	1,507
28	2,158	8	5	148	9	133	17	362	11	1,465

3. 調定件数及び調定額

単位 件数:件 金額:千円

年 度	合 計		均 等 割		法 人 税 割	
	調定件数	調 定 額	調定件数	調 定 額	調定件数	調 定 額
平成24年度	2,563	448,255	2,460	234,186	716	214,069
25	2,547	471,553	2,439	229,067	746	242,486
26	2,642	548,851	2,509	232,796	868	316,055
27	2,624	529,680	2,496	226,810	892	302,870
28	2,640	506,560	2,527	233,166	945	273,393

※ 法人号数の変更は、平成20年の地方税法改正によるものです。